

○ 当協会の概況、組織等

I 当協会の概況

当協会の目的は、海上交通の安全に寄与することであり、その目的を達成するため、海難防止に関する事業を実施した。具体的には、令和2年度事業報告に記載のとおりであるが、令和2年度の事業計画に則り、東京湾をはじめ茨城県、千葉県、神奈川県及び静岡県の沿岸海域における海難防止を図るための調査研究事業、海難防止活動事業等を実施した。

II 組織等

1 会員（令和3年3月31日現在）

正会員：187 賛助会員1 特別会員：41

2 主たる事務所

〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1 関内トーセイビルⅡ202号室

電話 045-212-1817（代表） 045-212-2378（調査研究部）

Fax 045-212-5591

Mail yokohama@toukaibou.or.jp

URL <http://www.toukaibou.or.jp>

3 役員（令和3年3月31日現在）

理事：27人（うち常勤2人）

監事：2人（非常勤）

顧問等：3人（非常勤）

4 職員（令和3年3月31日現在）

26名（うち常勤24名、非常勤2名）

○ 令和2年度事業報告

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

1 定時社員総会及び通常理事会

令和2年度定時社員総会及び第1回通常理事会については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、書面による審議として実施した。

その結果、定時社員総会の議題については令和2年5月21日付で、また、第1回通常理事会の議題については令和2年5月29日付でそれぞれ承認された。

2 調査研究事業（公益目的事業1）

国、地方公共団体及び企業等から、次の7件の委託を受けて委員会を設置するなどして所要の調査及び検討を行った。

- ① 東京湾 LNG バンカリング事業に係る船舶航行安全調査検討（民間企業）
- ② 横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討（横浜市）
- ③ 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討（国土交通省）
- ④ 川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討（国土交通省）
- ⑤ 新海面処分場建設工事船舶航行安全対策検討（東京都）
- ⑥ 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討（国土交通省）
- ⑦ 横浜港南本牧ふ頭地区における船舶航行安全検討（国土交通省）

3 海難防止活動事業（公益目的事業2）

（1）海の安全運動の推進

第三管区海上保安本部及び同本部管内海上保安部署においては、関東及びその周辺海域の海難を防止するため、海事・漁業関係者、マリンレジャー関係者等と協力して官民一体の「海の安全運動」を実施しており、当協会は同運動を推進する「海の安全運動推進連絡会議」（議長：当協会理事長）の事務局として、第三管区海上保安本部と連携して同運動を展開している。

- ① 令和2年度においては、7月16日から31日までの間、全国一斉に行われる「海の事故ゼロキャンペーン」の一環として本運動を実施したほか、実施期間ごとにそれぞれの実施目標を設定して次の活動を実施した。
 - 4月17日～5月6日「春の事故ゼロキャンペーン」
 - 5月11日～5月31日「霧海難ゼロキャンペーン」
 - 6月10日～6月30日「台風海難ゼロキャンペーン」
 - 7月16日～8月31日「夏の事故ゼロキャンペーン」
 - 10月1日～10月10日「秋の事故ゼロキャンペーン」
- ② 「海の安全運動推進連絡会議」の構成員として、新たに日本海洋レジャー安全・振興協会、日本マリン事業協会関東支部及び日本マリーナ・ビーチ協会に参画いただいた。
- ③ 令和元年度の海の安全運動表彰として、他団体と連携した活動により効果的な海

難防止活動を展開し、広く海難防止思想の普及及び安全意識の高揚に貢献した「館山市経済観光部観光みなと課」を令和2年10月8日付で海の安全運動推進連絡会議議長（当協会理事長）から表彰した。

④ 令和2年度「海の安全運動」で使用する海難防止啓発ポスター及びグッズを作成し関係の団体等に配布した。

(2) 東京湾湾口海域における海上交通流整流方策及び東京湾における荒天時の走錨等に起因する事故防止対策に関するアンケートの実施

当協会では、自主事業として（公財）日本海事センターの補助金を受けて、学識経験者、海事関係者及び関係官庁で構成する検討会及び委員会を設置し、東京湾湾口におけるバーチャルAIS航路標識を活用した南北線交通分離方式による海上交通流整流方策を平成30年3月に、また、東京湾の地域特性、荒天時の走錨等に起因する事故防止策を令和2年6月にそれぞれ報告書として取りまとめた。第三管区海上保安本部では、これら報告書に基づいた諸対策を実施中である。

本年度の自主事業として、東京湾を利用する船長に対し、東京湾湾口における海上交通流の整流方策に関する評価及び東京湾湾口に接続する茨城県から静岡県に至る沿岸航路筋における整流化の必要性について照会するとともに、東京湾における荒天時の走錨事故防止対策がどれくらい理解され、かつ、実行されているかを検証するためのアンケート調査を実施し、その結果について集計・分析を行い報告書に取りまとめ、今後の海上交通の安全対策に活用することとしている。

4 航行安全情報管理事業（公益目的事業2）

国、地方公共団体等の委託を受け、東京13号地に東京航行安全情報管理室及び川崎東扇島に川崎航行安全情報管理室を設置し、また、業務委託契約を締結し、職員を東扇島堀込部工事安全管理事務所、新本牧航行安全管理事務所及び南北線航行安全情報管理室にて勤務させ、工事施工海域の周辺を航行する一般船舶と工事関係船舶の安全を図り事故を防止するため、周辺海域の監視、各種情報の収集・整理・提供、一般船舶及び工事関係者に対する助言・指導等を実施した。

特に川崎航行安全情報管理室及び新本牧航行安全管理事務所には、無線従事者の資格を有する当協会職員を勤務させ、VHF無線設備を使用した上記業務を実施した。

なお、南北線航行安全情報管理室については令和2年6月30日に、また、東扇島堀込部工事安全管理事務所については令和3年2月28日に業務を終了した。

5 地域連絡会

(1) 令和2年度第1回地域連絡会については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催を取りやめた。なお、予定していた講演会については、各講師から講演原稿を投稿していただき、当協会ホームページに掲載した。

(2) 令和2年度第2回地域連絡会については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に施したうえで、予定していた講演会の開催と併せて、次のとおり実施した。

①千葉地域連絡会 令和3年3月4日（木） 於 TKPガーデンシティ千葉
出席者 45名

②神奈川・東京（合同）地域連絡会 令和3年3月8日（月） 於 ワークピア横浜
出席者 84名

6 安全講習会への講師派遣

令和2年9月5日、日本海上起重技術協会からの依頼を受け、安全講習会に講師を派遣した。

7 事務所の移転

令和2年9月1日付をもって、当協会の事務所を横浜ビル（横浜市中区海岸通3-9）から関内トーセイビルⅡ（横浜市中区住吉町4-45-1）に移転し、関連の登記手続きを終了した。

8 その他の事業

従来の会報誌をリニューアルし、「海の安全ジャーナルUW」として、令和2年6月に創刊号を、また、令和3年1月に新年号を発行した。

